

## 第29回大仙市農業委員会総会議事録

1 日時 令和7年9月10日（水） 午前10時～午前10時34分

2 場所 神岡農村環境改善センター

3 委員定数 24名

4 出席委員（21名）

1番 鈴木 正雄	2番 佐藤 洋悦	5番 信田 浩則	6番 本間 隆喜
7番 斎藤 正宏	8番 伊藤 悟	9番 玉井 慎太郎	10番 小笠原 喜悦
11番 長澤 信徳	12番 高川 吉昭	13番 伊藤 又工門	15番 佐藤 敏光
16番 桜田 友子	17番 渡邊 敏雄	18番 泉 芳博	19番 竹原 まゆみ
20番 小松 伸一	21番 鈴木 靖浩	22番 茂木 靖雄	23番 田村 誠市
24番 細谷 精悦			

5 欠席委員（4名）

3番 佐藤 吉男 4番 佐藤 学 14番 高橋 勝範

6 出席した農地利用最適化推進委員（無し）

7 出席した職員

参 与 事務局	事務局長	藤原 千鶴
	主 幹	渡邊 高広
	主 幹	黒澤 美咲
	主 査	加藤 阜志
	主 事	小笠原 一志
大曲分室	主 任	伊藤 圭吾
西仙北分室	主 幹	茂木 美世子
中仙分室	主 幹	藤川 美由紀
協和分室	主 査	戸島 廣憲
南外分室	主 事	本間 晃一
仙北分室	特定事務員	伊藤 久子

太田分室　主　幹　　倉田　康弘

8 議事録署名委員

18番　泉　芳博　　19番　竹原　まゆみ

事務局長	<p>おはようございます。稲刈りの準備中、あるいは刈り始めのお忙しい中、委員・推進委員の皆様におかれましては総会にご出席いただき誠にありがとうございます。</p> <p>本日、欠席の届け出が、3番、佐藤吉男委員、4番、佐藤学委員、13番、高橋勝範委員から出ております。</p> <p>それでは、定刻となりましたので、ただいまから第29回大仙市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p style="text-align: right;">(午前10時 開会)</p> <p>会長からご挨拶を頂戴いたします。</p>
細谷精悦会長	(会長挨拶)
事務局長	<p>ありがとうございました。会議に先立ち出席委員数をご報告させていただきます。ただいまの出席者は、21名となっております。会議規則第9条の規定による定足数に達しており、本総会は成立していることをご報告申し上げます。</p> <p>次に、前回8月8日の総会から本日までの主な業務報告を申し上げます。お手元に配付しております第29回総会までの業務報告書をご覧願います。</p> <p>8月8日に、第28回農業委員会総会を委員20名の出席をいただき、ここ神岡農村環境改善センターにおいて開催しております。</p> <p>8月26日に県庁において秋田県都市農業委員会会長会から秋田県知事に要望書を提出しております。会長が同席されております。</p> <p>8月27日に広報専門委員会を委員7名の出席をいただき、神岡庁舎1階会議室において開催しております。10月1日発行の農業委員会だより第29号の掲載内容についてご協議いただいております。</p> <p>その他の業務につきましては、配付いたしました資料のとおりとなっておりますので、ご確認いただきたいと存じます。以上で、主な業務報告といたします。</p> <p>それでは、大仙市農業委員会会議規則により、会議の進行は会長にお願いいたします。</p>
議長	<p>本日の会議を開会します。</p> <p>はじめに、議事録署名委員を決めたいと思いますが、当席より指名することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	異議なしと認め、18番、泉芳博委員、19番、竹原まゆみ委員の両名を議事録署名委員に指名いたします。
議長	議案第1号の農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。
事務局長	議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について 農地法第3条の規定により、下記農地の申請があつたので審議を求める
	令和7年9月10日 提出 大仙市農業委員会 会長 細谷 精悦
議長	議案第1号、案件1番、2番を議題とします。本案件は、〇〇番、〇〇〇〇〇委員の関係議案につき、会議規則第28条の規定により〇〇委員の退席を求めます。 (〇〇委員 退席)
議長	事務局の説明を求めます。
参与	1ページ、1番と2番は関連がありますので一括でご説明いたします。農地の所在は、神宮

申請理由につきましては、〇〇〇〇地区県営農地集積加速化基盤整備事業の集積に伴い賃貸借契約をするものです。これらの案件は、農地法第3条の各要件を満たしているものと思われます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。  
(なしの声)

議長 無いようですので、これより採決いたします。  
本案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。  
(賛成者挙手)

議長 全員賛成ですので、本案は原案のとおり承認することに決定しました。  
○○番、○○委員の入場を求めます。  
(○○委員入場)

議長 次に議案第1号、案件3番から28番までを議題とします。事務局の説明を求めます。

参 与 1ページ、3番をご説明いたします。農地の所在は、花館〇〇〇〇〇〇、地目が田、面積〇〇平方メートル外、田3筆、計4筆、合計面積〇〇〇平方メートルです。売買による所有権移転です。譲渡人は、大仙市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、64歳です。譲受人は、大仙市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、70歳です。売買価格は、総額〇〇〇〇〇〇円で、10アール当たりに割り返しますと、約〇〇〇〇〇〇〇円です。

申請理由につきまして、譲渡人の○○○○さんは労力不足により、近隣を耕作している譲受人の○○○○さんに耕作をお願いしたところ、売買で話がまとまつたものです。

売買価格が高く設定されておりますが、周辺が住宅街のため1坪〇〇〇〇〇円と宅地並みの金額となつておる、両者が合意しこの金額となつております。

事務局長 議案第1号につきましては、ただいま説明いたしました1件のほかに、有償所有権移転2件、無償所有権移転2件、賃貸借権設定の新規4件、使用貸借権設定の新規1件、更新3件がございます。8ページから9ページの農地法第3条の調査書をご覧ください。農地法第3条第2項各号には該当しない旨記載したので、結果許可要件を満たしているものと考えます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

、ラジオ番組「王、お誕生日」、ラジオ劇「王、お誕生日」。

職員が、やや不機嫌な口調で、  
「お手本が、どうもよくないよ。これより貢送を行つよう。貢送ございよ」と言つた。

議長 質疑無いようですので、これより採決いたします。  
本案件について原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。  
(賛成者挙手)

議長 全員賛成ですので、本案件は原案のとおり許可することに決定しました。

議長 次に、議案第2号の農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局長 議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について  
農地法第5条の規定により、下記農地の申請があつたので審議を求める。

令和7年9月10日 提出  
大仙市農業委員会 会長 細谷 精悦

議長 事務局の説明を求めます。

申請理由につきましては、砂利採取のための一時転用で、砂利採取場として使用します。設定期間は許可日から1年間で、1平方メートル当たりの賃借料は〇〇円となっております。

許可基準における立地基準につきましては、申請地は農用地区域内にあることから原則許可できませんが、例外として農地法施行令第11条第1項第1号により、一時的に砂利採取のため農地を使用するものであることから、許可基準を満たしているものと判断いたしました。また、一般基準につきましても添付書類等を勘案した結果、許可基準を満たしているものと判断いたしました。

転用理由につきましては、砂利採取のための一時転用で、砂利採取場として使用します。設定期間は、許可日から1年間で、賃借料は年額〇〇〇〇〇円で、1平方メートル当たりに割り返しますと約〇〇円です。

許可基準における立地基準につきましては、申請地は農用地区域内にあることから原則許可できませんが、例外として農地法施行令第11条第1項第1号により、一時的に砂利採取のため農地を使用することから、許可基準を満たしているものと判断いたしました。また、一般基準につきましても添付書類等を勘案した結果、許可要件を満たしているものと判断いたしました。

議長 事務局からの説明が終わりました。これより現地調査されました委員から補足説明をお願いいたします。案件1番についてお願ひします。

玉井慎太郎  
委員 9番、玉井です。8月26日に現地を確認して参りました。砂利採取が続いている地域でして、貸し手の方もその地域の方です。住民の方の理解もありますので問題ないかと思います。よろしくご審議お願いします。

## 議 長 案件2番についてお願ひします。

泉芳博委員 18番、泉です。9月4日に現地を推進委員と私、事務局と確認して参りました。ここは県道沿いということもあり、民家も何もなく、何ら問題ないと思います。申請地から採石場まで500から600メートルくらいの所ですので、便利のいい所だと思います。確認したところ、何も問題はありませんので、よろしくご審議お願いします。



議長

全員賛成ですので、本案件は原案のとおり承認することに決定しました。  
○○番、○○委員の入場を求めます。  
(○○委員入場)

議長

議案第3号、案件14番を議題とします。本案件は、○番、○○○○委員の関係議案につき、会議規則第28条の規定により○○委員の退席を求めます。

議長

事務局の説明を求めます。

## 参 与

申出理由といたしまして、当該農地は今後事業採択が予定される農地中間管理機構関連は場整備事業の〇〇〇〇地区の区域内の農地で、秋田県農業公社との賃借権を15年以上設定することが採択の要件となっていることから耕作者に集積するものです。賃借料につきましては、推進協議会で話し合いをし、現在、水稻を作付けしている農地は〇〇〇〇円、転作作物を作付けしている農地は〇〇〇〇円で設定しております。

なお、この案件は農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしているものと思われます。よろしくご審議くださいますよう、お願ひ申し上げます。

議長

説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。  
(なしの声)

議長

無いようですので、これより採決いたします。  
本案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、举手をお願いします。  
(賛成者举手)

議長

全員賛成ですので、本案件は原案のとおり承認することに決定しました。  
○番、○○委員の入場を求めます。  
(○○委員入場)

議長

議案第3号、案件15番を議題とします。本案件は、〇〇番、〇〇〇〇委員の関係議案につき、会議規則第28条の規定により〇〇委員の退席を求めます。

議長

事務局の説明を求めます。

参 与

〇〇、〇〇〇〇さんです。賃借料は10アール当たり〇〇〇〇〇円、設定期間は他の契約と終期を合わせ15年9ヶ月です。

なお、この案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第5項の各要件を満たしているものと思われます。よろしくご審議くださいますよう、お願ひ申し上げます。

議長 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。  
(なしの声)

議長 無いようですので、これより採決いたします。  
本案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。  
(賛成者挙手)

議長 全員賛成ですので、本案件は原案のとおり承認することに決定しました。  
○○番、○○委員の入場を求めます。  
(○○委員入場)

議長 次に議案第3号、案件1番から4番、16番から231番までを議題とします。事務局の説明を求めます。

申出理由といたしまして、○○さんは相続により本農地を所有しましたが、県外在住であり管理が困難であることから手放して行きたいと考え、現在耕作をお願いしている○○○さんに売買の相談をし、○○○さんがこれに応じてくれたものです。売買価格が低くなっていますが、農地を処分したい所有者の意向でこの金額になったものです。

申出理由といたしまして、当該農地は今後事業採択が予定される農地中間管理機構関連ほ場整備事業の〇〇〇〇地区の区域内の農地で、秋田県農業公社との貸借権を15年以上設定することが採択の要件となっていることから、それぞれの耕作者に集積するものです。賃借料につきましては推進協議会で話し合いし、現在、自己保全している農地を集積する場合は使用貸借で設定しております。また、115ページ、173番は、耕作者の〇〇さんの親戚から集積することから使用貸借です。

事務局長 その他の案件についてご説明させていただきます。

議案第3号につきましては、ただいまご説明いたしました7件のほかに、所有権移転3件、賃貸借権設定の新規206件、使用貸借権設定の新規4件がございます。

今回の所有権移転における田の売買価格の内容につきましては、10アール当たり〇〇〇〇〇円から〇〇〇〇〇〇円と幅がございます。これは、各地域のほ場の条件及び契約者双方の意向及び実情を踏まえた妥当な契約金額と推察しております。

次に、賃貸借権設定における田の賃借料の内容であります、説明案件を除き、10アール当たり〇〇〇〇円から〇〇〇〇〇円と幅がございます。これについても、ほ場等の条件や契約者双方の意向もあり、妥当な契約金額と推察しております。

いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各号に該当するものと考えておりますので、よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なしの声)

議長 無いようですので、これより採決いたします。  
本案件について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。  
(賛成者挙手)

議長 全員賛成ですので、本案件は原案のとおり承認することに決定しました。

議長 次に、報告第1号の農地法第6条第1項の規定(農地所有適格法人)による報告についてを議題とします。

事務局長 報告第1号、農地法第6条第1項の規定(農地所有適格法人)による報告について  
下記の者から、農地法第6条第1項の規定により書類提出があったので、これを報告する

令和7年9月10日 提出  
大仙市農業委員会 会長 細谷 精悦

議長 事務局より報告願います。

参考 議案書の60ページから61ページをご覧ください。記載の13法人からの報告がありました。順に読み上げるところですが、総会時間の短縮のため省略させていただきます。ご了承ください。詳細につきましては、62ページから107ページをご覧ください。

結果、全ての法人が農地所有適格法人の要件を満たしていると判断いたしました。

議長 以上報告といたします。

議長 これで本日の日程は全て終了しました。その他、事務局から何かございませんか。

その他

(1) 農林水産省「今後の米の生産意向に関するアンケート調査」

議長 委員の方々から何かありませんか。

無いようですので、以上をもちまして、第29回大仙市農業委員会総会を閉会いたします。  
本日は、ご苦労様でした。

(午前10時43分 閉会)

会議規則第31条第2項の規定により、ここに署名する。

令和7年9月10日

会長 細谷 精悦

委員 泉 芳博

委員 竹原 まゆみ